

令和２年度 鶴田町新エネルギー設備設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、持続可能な循環型社会の形成を推進するため、新エネルギー設備を導入する者に対して行う令和２年度鶴田町新エネルギー設備設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、鶴田町補助金等の交付に関する規則（昭和５９年５月３１日鶴田町規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象設備）

第２条 この要綱において補助の対象となる新エネルギー設備は、別表第１の要件等を満たす住宅用太陽光発電システム設備（以下「設備」という。）で、未使用のものをいう。

（補助対象者）

第３条 補助を受ける者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （１）自ら居住している町内にある既存の住宅に設備を設置する者（既築）
- （２）自ら居住するため町内に設備付きの住宅を新築する者（新築）
- （３）自ら居住するため町内に設備付きの住宅を購入する者（建売）
- （４）町税等を滞納していない者
- （５）電力事業者と電力受給に関する契約を締結する者

（設備の要件、補助対象経費及び補助金の額）

第４条 設備の要件、補助対象経費及び補助金の額については、別表第１及び別表第２のとおりとする。

（施工時期の要件）

第５条 施工時期の要件については、交付決定通知を受けた以降に着手した工事から対象とする。

（補助金の交付申請等）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和２年４月１日から令和３年１月２９日までに令和２年度鶴田町新エネルギー設備設置事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- （１）事業計画書（様式第２号）
- （２）住民票
- （３）固定資産税課税明細書の写し又は固定資産証明書（窓口：税務会計課）
- （４）町税等の滞納がない旨の証明書（窓口：税務会計課）（様式第９号）
- （５）設備設置予定場所の工事前の写真
※設備付き住宅等を購入する場合は、設置済みが分かる写真
- （６）設備を設置する予定の住宅の位置図
- （７）設備設置業者又は設備付き住宅販売業者が作成したもので、設備設置に関する補助

- 対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し
- (8) 設置予定設備の形状、規格、構造等が分かる仕様書又はパンフレット
 - (9) 住宅の所有者の設置設備に係る承諾書（様式第3号）
※住宅が共有の場合又は所有権を有しない者が申請する場合に限る。
 - (10) 申請書等事務手続代行届（様式第4号）
※申請書提出の事務手続きの代行を行う場合に限る。
 - (11) 電力事業者との電力受給契約申込書の写し
 - (12) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による補助金の申請は、当該補助金の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。
- 3 補助金の申請は、1建物につき1回を限度とする。
（補助金の交付決定）
- 第7条 交付申請を受け、交付要綱に適合している場合には、交付決定を行い、申請者に通知する。
ただし、交付決定通知が発行される前に工事に着手した場合は、補助対象外とする。
（補助対象事業の変更等）
- 第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更するとき又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、すみやかに鶴田町新エネルギー設備設置事業変更等承認申請書（様式第10号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の申請について、承認することを決定したときは、鶴田町新エネルギー設備設置事業変更等承認通知書（様式第11号）により、補助事業者に対し通知するものとする。
（補助金の交付方法）
- 第9条 補助金は、実績報告書の審査を行い補助金の額を確定後に、補助金の請求を受けてから交付する。
（補助金の請求）
- 第10条 補助金の請求は、補助金確定の通知を受けた後に補助金請求書（様式第7号）を町長に提出して行うものとする。
（実績報告等）
- 第11条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助事業の完了の日から起算して1ヶ月以内又は令和3年3月12日のいずれか早い日までに、令和2年度鶴田町新エネルギー設備設置事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 事業等実績報告書（様式第6号）
 - (2) 設備の設置状況を確認できる写真（工事前・工事中・工事完成后）

※設備付き住宅等を購入した場合は、設置済みが分かる写真

- (3) 設備の設置費に係る領収書の写し
- (4) 住民票（新築又は建売住宅を購入した場合）
- (5) 電力事業者との電力受給契約確認書の写し
- (6) 設備が設置された住宅を購入した場合にあっては、当該住宅の建築確認済書、立面図及び売買契約書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(手続代行者)

第12条 申請者は、補助対象設備を販売又は設置する者に対して、補助事業に係る申請書及び実績報告書の事務手続きの代行を依頼することができる。その場合、申請書等事務手続代行届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第22条の規定により設備の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下、「法令耐用年数」という。）を経過するまでの期間とし、補助金の交付を受けた者が、設備の法定耐用年数の期間において当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ、鶴田町新エネルギー設備設置事業対象設備処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助金の交付を受けた者が、前項の規定により承認を受けた場合において、財産の処分による収入があった場合は、当該補助金の返還をしなければならない。

(状況等の報告)

第14条 町長は必要があると認められるときは、補助金の交付を受けた者に対して設備の運用状況等を報告させることができる。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。